

20 請願 第 5 号	小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続についての意見書の提出を求める請願
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 20 年 9 月 29 日受理、平成 20 年 10 月 2 日付託
請願者	新宿区三栄町_____
請願者	新宿区三栄町 19 番地 5 社団法人 四谷青色申告会 会長 渡辺 吉明
紹介議員	宮坂 俊文 ・とよしま正雄 ・沢田 あゆみ ・志田雄一郎 根本 二郎 ・山田 敏行 ・なす 雅之

(要 旨)

「小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置」の恒久化を目指し、平成 21 年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう請願いたします。

(理 由)

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷ばかりか、格差社会の広がり、原油や食料などの原料価格の高騰、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、昭和 63 年に創設され、以来 20 年余にわたり、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている「小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置」の恒久化を目指し、平成 21 年度以後も継続されるよう、東京都に対して意見書を提出されますよう請願いたします。

20 請願第5号

